五　出願手続
イ　出願書類　認定試験を受験しようとする場合は、受験願書（受験手数料として一万四千六百円の収入印紙（日本政府発行）をはること。）に履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他認定試験の実施機関が定める必要な書類を添えて提出すること。
ロ　願書の請求及び提出先　受験を希望する認定試験の実施機関の担当部署（国立大学法人宮城教育大学で第一次試験を受験する者は国立大学法人横浜国立大学へ提出すること。）
ハ　願書の受付期間　平成二十三年六月三日（金）から平成二十三年六月十七日（金）まで（郵送によるものとし、平成二十三年六月十七日消印のものまで受け付ける。）
六　その他　受験手続等に関する照会は、次に掲げる認定試験の実施機関の担当部署に行うこと。
イ　国立大学法人東京学芸大学学務部教育企画課資格認定試験係（東京都小金井市貫井北町四丁目一番一号　郵便番号一八四―八五〇一）
ロ　国立大学法人横浜国立大学教育人間科学部入試係（神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台七十九番二号　郵便番号二四〇―八五〇一）
ハ　国立大学法人静岡大学教育学部学務係（静岡県静岡市駿河区大谷八三六　郵便番号四二二―八五二九）
ニ　国立大学法人岡山大学教育学系教務学生係（岡山県岡山市北区津島中三丁目一番一号　郵便番号七〇〇―八五三〇）
ホ　国立大学法人熊本大学教育学部事務ユニット教務担当（熊本県熊本市黒髪二丁目四〇番一号　郵便番号八六〇―八五五五）

○文部科学省告示第八十三号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十三年度特別支援学校教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年五月二日　　文部科学大臣　髙木　義明

一　平成二十三年度特別支援学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の種目及び取得できる普通免許状の種類

認定試験の種目	取得できる普通免許状の種類
自立活動（視覚障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状
	視覚障害教育
自立活動（言語障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状
	言語障害教育

二　認定試験の実施機関　国立大学法人筑波大学
三　認定試験の受験資格　次のいずれかに該当する者
イ　大学（短期大学を除く。）を卒業した者
ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成二十三年四月一日における年齢が満二十二歳以上のもの
ハ　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）附則第四条表の上欄各号に掲げる者
四　認定試験の施行期日及び場所
イ　第一次試験
(1)　期日　平成二十三年八月七日（日）
(2)　場所　国立大学法人筑波大学東京キャンパス（神保町地区）（東京都千代田区神田神保町三丁目二十五番）
ロ　第二次試験
(1)　期日　平成二十三年十月二日（日）
(2)　場所

認定試験の種目	試験場所在地
自立活動（視覚障害教育）	筑波大学東京キャンパス（大塚地区）　東京都文京区大塚三丁目二十九番地一号
自立活動（言語障害教育）	筑波大学東京キャンパス（大塚地区）　東京都文京区大塚三丁目二十九番地一号

五　出願手続
イ　出願書類　認定試験を受験しようとする場合は、受験願書（受験手数料として五千六百円の収入印紙（日本政府発行）を貼ること。）に履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他筑波大学が定める必要な書類を添えて提出すること。
ロ　願書の請求及び提出先　国立大学法人筑波大学附属学校教育局学校支援課
ハ　願書の受付期間　平成二十三年六月三日（金）から平成二十三年六月十七日（金）まで（郵送の場合は平成二十三年六月十七日消印のものまで受け付ける。）
六　その他　受験手続等に関する照会は、国立大学法人筑波大学附属学校教育局学校支援課（東京都文京区小日向二丁目一六番一五号（旧文京区立第五中学校）　郵便番号一一二―〇〇〇六）に行うこと。

○厚生労働省告示第百五十一号

薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第三項の規定により、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である社団法人岡山県薬剤師会について、平成二十三年四月一日をもってその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令第三条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月二日　　厚生労働大臣　細川　律夫

変更前の名称	変更後の名称
社団法人岡山県薬剤師会	一般社団法人岡山県薬剤師会

○農林水産省告示第八百七十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第二号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十三年五月二日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　区域及び期間
(一)　区域
岩手県
一関市及び陸前高田市
秋田県
大館市、鹿角市及び鹿角郡小坂町
新潟県
佐渡市
の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究・保全課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
(二)　期間
平成二十三年五月二十三日から平成二十四年三月二十三日まで
二　森林病害虫等の種類
松くい虫